

令和7年第12回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年12月26日（金） 午前8時55分～11時10分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員（11人）

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	1番	西 美 香
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	9番	外 蘭 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員（3人）

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 （7番 池田 一成 委員 ・ 9番 外蘭 健藏 委員）

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第17号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法について

日程第2 報告議案第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法について

日程第3 議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請（6件）について

日程第4 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請（1件）について

日程第5 議案第62号 非農地証明願（1件）について

日程第6 議案第63号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

日程第7 議案第64号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和7年第12回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。

議長 それでは会議規則に基づき、議長を務めさせていただきますが、まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で現在数12名に対し出席委員数11名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行させていただきますと思いますが、これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、7番 池田一成 委員と、9番 外菌健藏 委員にお願いしたいと思います。

ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをご覧ください。日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は、2件3筆2,690㎡です。1番は利便性の良い安茶方面へ農地を集約するため、2番は経営規模縮小のための解約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということなので、日程第1報告議案第17号については報告のとおり決定することとします。

次に日程第2報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、樋ノ口正信委員は、ご退席をお願いします。

(樋ノ口委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2～3ページをご覧ください。日程第2報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は8件9筆 9,949㎡です。1番は後程6ページの3条申請を行うための解約です。2番は20ページの促進計画案の6番で契約を行うための解約です。3～6番は21ページの配分計画案で耕作者変更のため、7番と8番は、経営規模縮小のための解約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第2報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法については報告のとおり、決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2報告議案第18号については、報告のとおり決定することとします。樋ノ口委員は自席へお戻りください。

(樋ノ口委員着席後)

議長 次に日程第3議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は6件であります。6件終了後質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 日程第3議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は6件です。4ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を売買により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人の自宅の隣の農地です。調査は【正】を野元委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、12月20日(土)午前9時より申請人立会いのもと、樋ノ口委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は4～5ページになりますので参照してください。申請地は農用地区域外農地です。申請地は、申請人が2年前に購入された自宅の隣で、栗、柿、梅、ボンタン等の果樹が植えられていますが、手入れはされていない状況です。申請人は植えてある果樹の剪定作業等をして、そのまま自家消費用に栽培する計画です。労働力は1人で、農機具の保有状況は草刈機のみ、通作距離は0kmです。私たちの調査では特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。No.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。調査は【正】を池田善之委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

池田善之委員

10 番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、12月21日午前8時30分より申請人本人立会いのもと、久木山委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域内農地です。位置図は6、7ページを参照してください。申請地は現在申請人が栽培はしておりませんが、申請地を贈与にて取得し、周囲の土地と合わせて大豆や大麦を栽培するとのことです。農作業に従事する者は3名です。トラクターやコンバイン等農機具一式を持っておられます。自宅からの通作距離は500mで、2分程です。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。No.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

8ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人の自宅の隣の農地です。調査は【正】を西委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

現地調査の報告をお願いします。

西委員

1番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について調査報告いたします。12月24日午前8時50分より行政書士立会いのもと、池田一成委員と調査を実施しました。資料の8～9ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。売買により取得するための申請です。申請地は譲渡人の親戚が耕作していましたが、取得後は自家消費のジャガイモ、玉ねぎ等を作る予定です。労働力は1人です。農機具保有状況は、耕耘機、草払い機を所有とのことです。家の反対側にある所有農地では、オリーブ、野菜等を作っています。自宅は隣にあり、通作距離は0kmです。私どもとしては何ら問題ないと思ってきましたが、皆様方のご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。No.4について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

10ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を贈与により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は現在大阪に在住しておりますが、来年定年になり、申請地の隣の弟宅に転入し、兄弟で農

業をするための申請です。調査は【正】を西委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

西委員 1 番西です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 4 について調査報告いたします。12 月 24 日午前 9 時より行政書士立会いのもと、池田一成委員と調査を実施しました。資料の 10～11 ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。贈与により取得するための申請です。現在は管理のみされている農地です。譲受人は現在大阪に在住ですが、来年 3 月の定年を機に本市に戻り、農地を譲り受け耕作するとのことです。現在本市に住んではいませんが、近々戻って来るため、申請は可能であるとの確認はいたしました。営農計画として、自家消費用の玉ねぎ、ジャガイモ、きゅうり等を作る予定です。農機具保有状況は、耕耘機、草払い機を所有とのことです。譲受人の転入予定地は隣のため、通作距離は 0 km です。私どもとしては何ら問題ないと見てきましたが、皆様方のご審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次に No. 5 について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 12 ページをご覧ください。No. 5 についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は近くにある譲渡人の住宅も一緒に購入し、転居して耕作をする計画です。調査は【正】を川畑委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

川畑委員 11 番川畑です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 5 について現地調査を行いましたので報告いたします。場所等につきましては資料の 12～13 ページを参照ください。12 月 22 日（月）午前 10 時 40 分より、行政書士、外菌委員と私で調査をいたしました。農地区分は農用地区域外農地です。申請人は申請地を購入し、空心菜、スモモ、パクチー、ベトナムコリアンダー、シュガーアップル、グアバ、ドラゴンフルーツ等多品目を栽培され、奥様の経営されるベトナム料理店で使用されるとのことです。現在も野元〇〇で、相対で耕作をされております。なお、薩摩山〇〇、〇〇につきましては、地目は

田ですが、現状は畑地化しています。農作業従事は2名で行われますが、必要時には息子さんも応援されるそうです。農機具は刈払い機、小型耕耘機等所有されております。通作距離は約200mです。申請人は現在市内元町にお住いですが、2026年1月下旬から2月上旬にかけて薩摩山〇〇に転居されるとのことです。私どもの調査では何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次にNo.6について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 14 ページをご覧ください。No.6についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人の自宅の隣の農地です。調査は【正】を池田一成委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

池田一成委員 7番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6、14ページについて調査報告いたします。12月24日午前8時30分より行政書士立会いのもと、西委員と私で現地実態調査しました。ただ今説明した内容の所でございますが、調査内容について報告いたします。申請地は現在譲受人が馬鈴薯、大根等家庭菜園として栽培されている状況でございます。労働力は譲受人が1人で、耕耘機、草刈機等持っているということでございます。当該地に譲受人の住居が隣接していることから、何ら問題はないと思います。譲り渡しによる所有権移転となりますので、資金の必要も出て参りません。位置、配水、近隣への営農、環境等への影響は問題がないことを確認しました。皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員の説明が終わりましたので、これからそれぞれについて質疑を受けたいと思います。まずNo.1について、何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.2について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.3 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.4 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.5 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですので、No.6 について何かご質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 全ての案件に質疑がないようですので、日程第3議案第60号農地法第3条第1項の規定による許可申請6件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、日程第3議案第60号については、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第61号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第4議案第61号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。16ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は申請地を買い受け、近隣で事業を営んでいる父が資材置場に困っているため、使用貸借により貸資材置場として使用したいための申請であります。なお、申請者は将来事業承継予定とのことです。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 9番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、12月22日午前9時30分より代理人立会いのもと、川畑委員

と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は16、17 ページを参照してください。転用目的は、申請地を譲り受け、屋根瓦事業を営んでいる父親に貸資材置場として無償で貸与するためです。農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域です。申請地が500㎡を超えるが、瓦資材等の資材置場スペースが不足し、資材運搬車の旋回スペースを広く確保する必要があり、また、隣接地には宅地や農地があることから、緩衝地を設ける必要性が高いためです。申請地が道路から下がっているため、道路に面する入口に盛土をし、東側の畑との境に擁壁を設けます。申請地の東は宅地と畑、西は宅地と畑、南は公衆用道路、北は畑、見た感じではAの黄色です。雨水は自然流下です。許可あり次第着工予定で、5条申請の備考欄に提出書類は記載してあります。私たちの調査では特に問題はないと思いますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局、調査委員の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。No.1について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、日程第4議案第61号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

日程第4議案第61号については、申請のとおり許可することとします。

次に日程第5議案第62号非農地証明願1件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査

日程第5議案第62号非農地証明願1件についてであります。18ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、亡くなった父が農地法の手続きを知らず、昭和56年に倉庫と車庫を建築しました。倉庫は取り壊しましたが、現在まで隣地の宅地の一部と駐車場として利用しております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第5議案第62号非農地証明願1件については、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、日程第5議案第62号については、申請のとおり非農地証明を発行することといたします。

次に日程第6議案第63号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇の〇〇委員と〇〇委員には、ご退席をお願いしたいと思います。

(〇〇委員、〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

20ページをご覧ください。日程第6議案第63号令和8年2月28日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。6件、7筆9,888㎡で、新規3件、継続3件です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないので、日程第6議案第63号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないので、日程第6議案第63号については、報告のとおり決定することといたします。〇〇委員、〇〇委員は自席へお戻りください。

(〇〇委員、〇〇委員着席後)

議長

次に日程第7議案第64号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

21 ページをお願いします。日程第7議案第64号令和8年2月28日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、4件4筆2,135㎡です。先程2ページの合意解約でご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですが、日程第7議案第64号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

なしということで、日程第7議案第64号については、報告のとおり決定することといたします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

・ _____

・ _____

